

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 意見書

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年10月 3日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	代
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	横山文夫	代
同	樽井直樹	代
同	中谷雄二	代
同	仲松正人	代
同	太田義基	
同	小川香	

一審被告岐阜県の2023年9月14日付け訴えの変更申立てに対する意見書及び一審被告国の同月15日付け訴えの変更申立てに対する意見書について、以下のとおり反論の意見を述べる。

## 1 一審被告岐阜県及び一審被告国の意見の要旨

一審被告岐阜県及び一審被告国は、一審原告らの訴えの変更申立てに対し、①これが著しく訴訟手続きを遅延させることが明らかであること、②裁判所が訴えの変更を認める場合でも本案の審理に入らずに第一審に差し戻すべきであるとして、訴えの変更を認めるべきではないと主張する。

## 2 訴訟手続きを遅延させない

民訴法143条にいう訴訟手続きを著しく遅滞させることとなる場合とは、「訴えを変更したため、新たに争点や立証の必要が増加し、その結果、訴訟手続きを著しく遅滞させることとなる場合をいい、第二審の最終の口頭弁論期日になって初めて新請求を追加的に主張した場合などはその適例である」とされる（日本評論社「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ第2版」208頁）。

この点、一審原告らが訴えの変更をしたのは本年6月のことであり、最終の口頭弁論期日などではない。現時点において、弁論の終結時期が決まっているわけでもない。

また、訴えの変更の内容は、一審被告岐阜県も指摘するように、議事録（甲1）の記載をもとに、当初の請求よりもさらに具体的に特定したものを予備的に追加したに過ぎない。全く新たな訴えを追加したというものではない。したがって、新たな争点が増加するということは全くない。根拠とした証拠も従前提出した議事録（甲1）であり、新たな立証の必要も増加しない。そもそも、一審原告らに訴訟手続きを著しく遅延させる意図など毛頭ない。

したがって、本件訴えの変更申立ては訴訟手続を何ら遅延させるものではないから、一審被告岐阜県らの主張は失当である。

### 3 第一審に差し戻す必要はない

#### (1) 一審被告岐阜県

一審被告岐阜県は、訴えの変更が認められ、当審において審理が行われると審級の利益が害されると主張するが、一審被告岐阜県のこれまでの応訴態度から、実質的に審級の利益は害されない。

すなわち、抹消請求の対象となる情報が特定されているとして第一審に差し戻された場合、一審被告岐阜県は、各情報の1つ1つについて保有の有無を認否したうえ、保有している情報について個別具体的にその保有の必要性や正当性を主張するのであろうか。これまでの一審被告岐阜県の応訴態度を見ても、そのような具体的な主張・立証をすることは到底思われぬ。すなわち、一審被告岐阜県のこれまでの応訴態度は、事実の認否もせず、本件に即した情報収集・提供の具体的な必要性も正当性も主張・立証せず、証人も請求せず、一審原告らの警察官証人請求には一貫して反対の意見を述べ、ただ抽象的に「公共安全と秩序の維持」を繰り返すに過ぎない。抹消請求事件が第一審に差し戻されたとしても、同じことの繰り返しがなされるにすぎない。したがって、当審において審理がなされたとしても、一審被告岐阜県の審級の利益を実質的に害したことはない。

#### (2) 一審被告国

一審被告国についても同様である。一審被告国は、「仮に本件申立てが認められれば、一審被告国としては、新請求に対する反論、すなわち、新請求において請求は特定されたといえるのか、一審原告らが抹消を求める対象とする情報は一審被告国が現に保有しているのか、同情報のうち違法に収集したものが何であるのか、そのような情報をどのように収集したのか、その収集が違法といえるのか、一審原告らに受忍限度を超えるほどの人格権の侵害が生じたといえるのかなど

に関する調査、反論を余儀なくされ、一審原告らにおいてもさらに再反論するなどして、控訴審の終結まで相当長期間を要することになることは明白である。」

(前記意見書7頁)と主張するが、果たして本当に一審被告国はそのような具体的な主張や調査に基づく立証をするつもりがあるのであるだろうか。単に「そのような情報は一切保有していない」とか、「情報の保有は全て適法である」などという一般的・抽象的な反論に終始するのではないのか。そのような一般的・抽象的な反論に終始するのではなく、一審被告国が自らいうように、本当に「一審原告らが抹消を求める対象とする情報は一審被告国が現に保有しているのか」、「同情情報のうち違法に収集したものが何であるのか」、「そのような情報をどのように収集したのか」、「その収集が違法といえるのか」、「一審原告らに受忍限度を超えるほどの人格権の侵害が生じたといえるのか」などに関する調査、反論をするというのであれば、それは一審被告国のいうとおり審級の利益を害するものであるから、差し戻されてしかるべきである。そのような具体的な主張・立証をするというのであれば、一審原告らも差し戻しを大いに歓迎するものである。しかし、そのような応訴をするとは考え難い。

したがって、一審被告国との関係において、当審において審理がなされたとしても、審級の利益を実質的に害したことはない。

(3) 以上より、一審被告らの主張は失当である。

#### 4 結論

したがって、一審原告らの訴えの変更を認めたいえ、当審において審理、判断がなされるように求めるものである。

以上